

第4章 循環型社会をつくる

第1項 循環型社会の形成を目指した清掃とリサイクル事業

(1) 概要

清掃事業が、平成12年に東京都から各区に移管されたことにより、東京23区では、ごみの収集・運搬やリサイクル事業を各区が、ごみの中間処理を東京二十三区清掃一部事務組合が、そして最終処分場の運営・管理を東京都がそれぞれ分担して行っています。

なお、23区が利用している東京港の新海面処分場を埋め尽くした後の埋立候補地のめどが立っていないために、延命化を進めていく必要があります。

また、ごみ処理やリサイクルの分野においても、私たちが環境に負荷を与えない「循環」を基調としたシステムをいかに築いていくかが求められています。

こうしたことから区は、「練馬に循環型社会システムを実現し、人と環境が共生する都市をつくる」ことを基本方針とし、循環型社会の形成に向けた施策を進めています。

(2) 区における計画体系と方針

区は、「練馬区長期総合計画」の環境分野を担う計画として、平成5年に「練馬区環境基本計画」を策定し、「環境保全型都市・練馬」を目指して、総合的な環境施策を進めてきました。また平成8年には、「練馬区環境基本計画」のリサイクル部門の個別計画として、「練馬区リサイクル推進計画」を策定しました。その後、平成12年4月に清掃事業が都から区に移管されることになり、従来から区で行っていたリサイクル事業と、清掃事業を一体的に推進することを目的に、「練馬区リサイクル推進条例」(平成11年12月16日条例第55号)および「練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例」(平成11年12月16日条例第56号)を制定しました。これらの条例に基づき、「練馬区一般廃棄物処理基本計画」の策定と「練馬区リサイクル推進計画」の改定を行いました。

さらに、平成17年度末には、「練馬区一般廃棄物処理基本計画」を、平成20年度末には、「練馬区リサイクル推進計画」を改定しました。

練馬区第2次一般廃棄物処理基本計画(平成18年度～平成32年度)

本計画は、「練馬に循環型社会システムを実現し、人と環境が共生する都市をつくる」ことを基本理念とし、「区民・事業者・区がそれぞれの役割を果たし、協働することにより、次世代に良好な地球環境と限りある資源を残し、緑に恵まれた練馬区に人と環境が共生する安全で安心なまち」をめざす都市像としました。

さらに、「循環型まちづくり」を実現していく上で、新聞の販売店回収が全国に先駆けて当区で始まったように、集団回収や店頭回収など、区民・事業者ができることから多種多様な循環づくりを展開することが「練馬区らしい」循環型まちづくりの姿であり、これをめざしていくことを施策展開の基本としています。

本計画では、平成32年度の区民1人あたりのごみ排出量の目標値を470g/人日とし

ています。

練馬区リサイクル推進計画（平成 21 年度～平成 25 年度）

本計画では、以下の基本方針に基づき、施策を体系化し、「重点的取り組み」と「継続する取り組み」に分け事業を展開しています。また毎年度、各事業の進捗状況を点検し、年度別の目標が達成されているかの点検を行っています。

基本方針	リサイクルは、単に廃棄物の資源化にとどまらず、廃棄物そのものの発生抑制をめざすものでなければならない。 この目的を達成するために、つぎに掲げる事項の順に仕組みづくりを進めるものとする。 (1) 廃棄物の発生抑制を図ること。 (2) 再使用を再生利用に優先すること。 (3) 再生利用に当たっては、燃料としてではなく、材料として利用する方法を優先すること。 (4) 廃棄の段階では、なるべく環境に負荷を与えない方法で適正に処理すること。
基本方針	区民、事業者および区は、自らの責務を果たし、役割を分担するとともに、協働してリサイクルの推進に努めなければならない。

（計画の内容および進捗状況については、区のホームページ等で公表しています。）

(3) 循環型社会に向けた 3 R の推進

平成 12 年に循環型社会形成推進基本法が制定され、その中で私たちが、ものを生産・消費するという社会経済活動の中で、循環型社会を構築していくための取り組みとして、以下の 3 つの R の考え方を推進する様々な活動を国が中心となり実施されており、区もこの 3 R 事業に積極的に取り組んでいます。

リデュース (Reduce) : 不用となるものをできるだけ作らない(発生を抑制する)

リユース (Reuse) : 不用となったものをゴミとするのではなく再使用する

リサイクル (Recycle) : 不用となったものを資源として再生利用する

(4) 練馬区循環型社会推進会議

平成 10 年 7 月、区長の諮問機関として「練馬区リサイクル推進協議会」が設置され、区民、事業者、学識経験者の参加のもとに、平成 12 年 4 月の清掃事業移管後におけるリサイクル推進のあり方について、様々な検討・協議が行われ、検討結果に基づき区は、「練馬区リサイクル推進条例」を制定しました。

条例では、区の清掃・リサイクルのあり方を審議する機関として、区民、事業者、学識経験者で構成する「練馬区循環型社会推進会議」を設置することにしました。会議体は、区長からの諮問に応じて、リサイクル推進のための基本的事項や廃棄物の減量および処理に関する基本的事項等について審議することになっています。

平成 20 年 7 月に発足した第 5 期の会議体では、「練馬区リサイクル推進計画」の改定について審議を行い、審議内容を踏まえて「練馬区リサイクル推進計画」を改定しました。

(5) 統計から見た清掃とリサイクルの推移

ごみ量・資源量の推移

1) ごみ量

区が収集するごみには、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみがあります。表1、グラフ1に示すとおりです。

平成20年10月から実施した分別変更で容器包装プラスチックを資源回収したことにより、不燃ごみが大幅に減少しました。

2) 資源量

区が回収している資源品目は、古紙・古布・びん・缶・ペットボトル・乾電池・紙パック・容器包装プラスチック・廃食用油で、その回収量の推移は、表2、グラフ2に示すとおりです。

表1 区が収集するごみ量の推移と一人あたり量(年間)

		12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人口(人)		662,383	668,842	674,912	679,863	684,365	686,237	691,230	697,174	702,922	706,449
可燃	量(t)	133,567	131,555	129,776	129,104	124,300	123,574	122,198	119,473	125,570	131,196
	1人あたり量(kg)	201.6	196.7	192.3	189.9	181.6	180.1	176.8	171.4	178.6	185.7
不燃	量(t)	37,005	36,325	36,509	37,281	37,857	36,868	37,151	34,194	19,261	6,817
	1人あたり量(kg)	55.9	54.3	54.1	54.8	55.3	53.7	53.7	49.0	27.4	9.6
粗大	量(t)	5,700	4,842	4,680	5,156	4,946	5,262	5,476	5,314	4,369	4,169
	1人あたり量(kg)	8.6	7.2	6.9	7.6	7.2	7.7	7.9	7.6	6.2	5.9
計	総量(t)	176,272	172,722	170,965	171,541	167,103	165,704	164,826	158,981	149,200	142,182
	1人あたり量(kg)	266.1	258.2	253.3	252.3	244.2	241.5	238.5	228.0	212.3	201.3

人口は、各年度とも1月1日現在の外国人登録者数を含む人口

表中の数値は、端数処理により内訳と合計が一致しない場合がある(21年度のごみ量は速報値)

グラフ1 ごみの総量と一人あたり量(年間)の推移

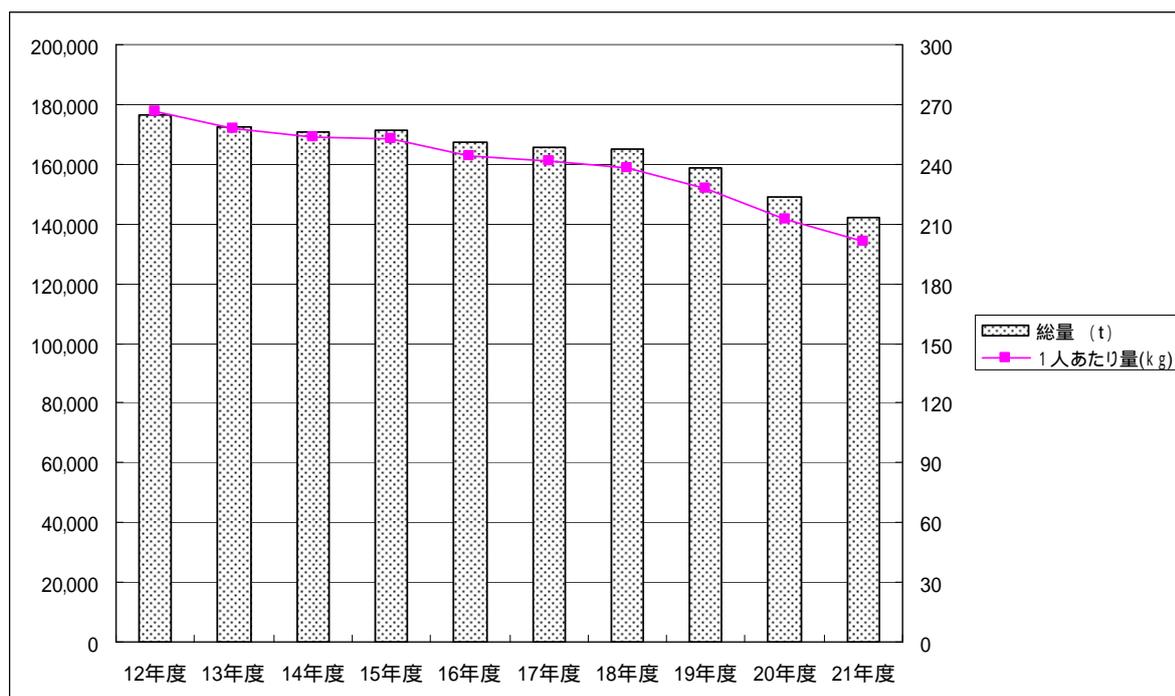


表2 資源回収量の推移

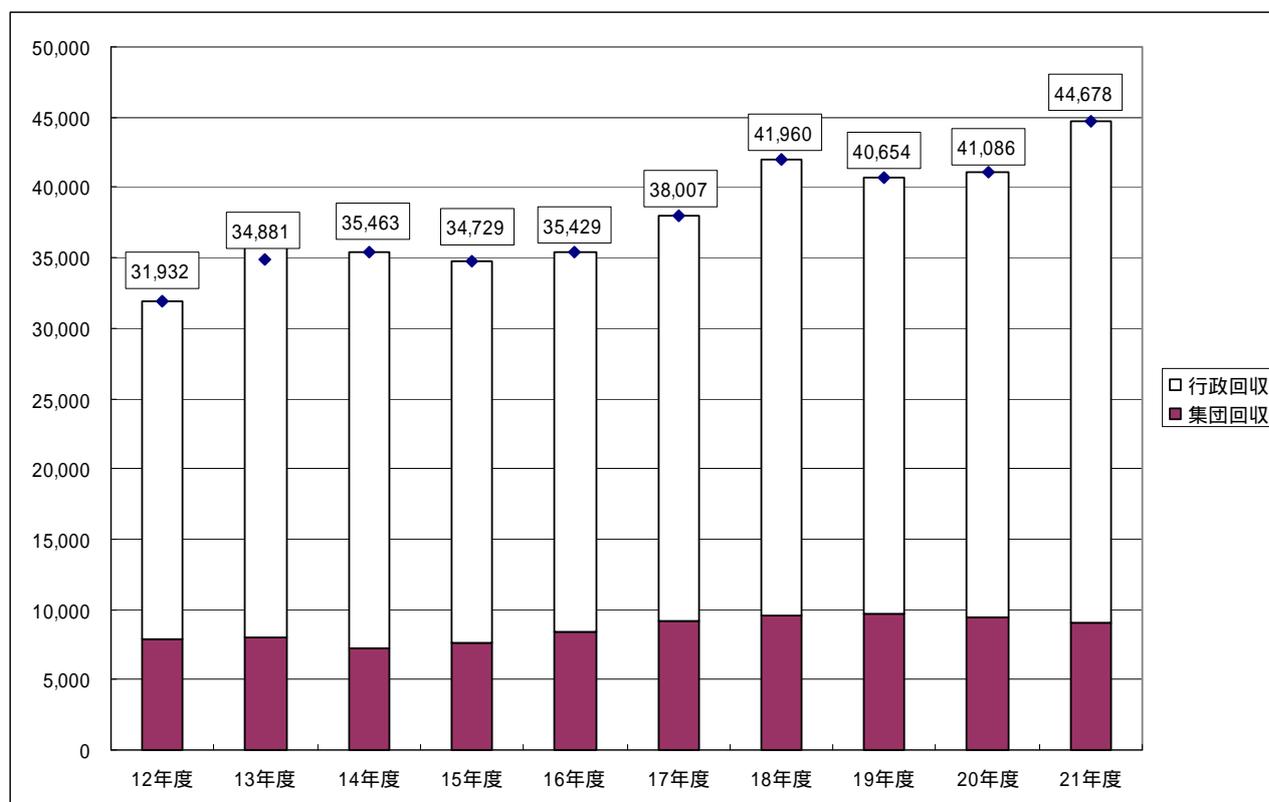
単位：t

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
資源回収量計	31,932	34,881	35,463	34,729	35,429	38,007	41,960	40,654	41,086	44,678	
集団回収	7,818	7,955	7,269	7,647	8,416	9,155	9,549	9,633	9,405	9,020	
行政回収	24,115	27,926	28,194	27,082	27,013	28,851	32,411	31,021	31,681	35,658	
内訳	古紙	19,068	21,840	21,579	20,258	19,972	21,543	24,778	22,569	19,006	19,632
	紙パック	72	70	70	67	64	57	55	45	46	41
	古布	77	143	249	314	327	363	391	415	501	573
	缶(スチール)	4,292	975	1,060	1,037	1,085	1,097	1,094	1,109	1,308	1,508
	缶(アルミ)		494	537	564	541	532	522	535	626	713
	びん(リターナル)		355	347	364	369	370	377	389	437	487
	びん(ワウエイ)		3,362	3,561	3,637	3,665	3,673	3,742	3,847	4,341	4,894
	ペットボトル	597	663	750	788	928	1,152	1,378	1,654	1,901	2,186
	乾電池	8	23	41	54	64	65	75	79	90	101
	容器包装	-	-	-	-	-	-	-	379	3,412	5,505
	廃食用油	-	-	-	-	-	-	-	-	12	20

内訳と合計は、端数処理の関係で一致しない場合がある

グラフ2 資源回収量の推移

単位：t



ごみの組成

平成 21 年に行ったごみの排出実態調査により、可燃ごみと不燃ごみの組成を表したものがグラフ 3 です。可燃ごみ、不燃ごみの中に、区が資源として回収しているものが、それぞれ約 18.5%、23.7%含まれている状況です。

グラフ 3 平成 21 年の可燃・不燃ごみ組成結果

